

令和3年度

包括外部監査報告書

要約版

市税の賦課徴収に関すること、
徴収事務の執行について

倉敷市包括外部監査人

緋 田 充

— 目 次 —

1. 外部監査の概要.....	1
1.1 外部監査の種類.....	1
1.2 外部監査のテーマ.....	1
(1) 選定した特定の事件（テーマ）	1
(2) 特定の事件（テーマ） の選定理由	1
(3) 監査対象	1
1.3 外部監査の方法.....	2
(1) 監査の着眼点	2
(2) 主な監査手続	2
(3) 監査実施期間	3
1.4 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格.....	3
1.5 利害関係.....	3
2. 市税の概要.....	4
2.1 市税の種類.....	4
2.2 市の組織.....	5
(1) 税務機構	5
(2) 税務職員数	6
(3) 税務事務分掌	7
3. 監査の結果及び意見（総括）	11
3.1 結果及び意見に関する総論.....	11
3.2 指摘、意見及び評価の要約.....	11
(1) 検出事項の区分	11
(2) 指摘、意見及び評価の要約一覧表	12

1. 外部監査の概要

1.1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

1.2 外部監査のテーマ

(1) 選定した特定の事件（テーマ）

市税の賦課徴収に関すること、徴収事務の執行について

(2) 特定の事件（テーマ）の選定理由

倉敷市の令和 3 年度当初予算の市税収入は、771.85 億円で一般会計歳入予算全体 1879.92 億円の 41.1% を占めており、市政を推進していく上で重要な財源となっている。

令和 2 年度当初予算の市税収入 832.94 億円と比較すると 61.09 億円の減少となっており、歳入構成比は前年度比で 3.2% の減少となっている。ところで、少子高齢化等による社会保障関連の歳出増加が続く中、他都市同様倉敷市においても財源の確保が厳しい状況にある。

このような環境において、財源の確保を行う上で、市民の税負担の公平性を確保し、市税の適切な収納対策を実施することは倉敷市の重要な課題である。以上を踏まえ、倉敷市の市税に関する財務事務の執行が適切に行われているかを合規性・経済性・効率性・有効性等の視点から調査報告することは市民の利益に有効であると判断し、本テーマを選定した。

(3) 監査対象

・監査対象部署

税制課、児島税務事務所、玉島税務事務所、水島税務事務所、市民税課、資産税課、納税課、滞納対策室、船穂支所市民税務係、真備支所市民課税務係

・監査対象年度

令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

必要に応じて令和元年度以前の各年度及び令和 3 年度も対象とする。

1.3 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

① 合規性

市税の事務の執行は、関係する法令・条例等に準拠して適切に行われているか。

② 経済性・効率性・有効性

事務を執行する部署の組織体制や人員は適切であるか、これらを勘案した効率的かつ経済的な業務フローが構築されているか。

③ 正確性・公平性

市税の課税収納が法規に準拠し、公平かつ正確に行われているか。

(2) 主な監査手続

監査手続	課税事務	収納事務	滞納整理 事務
担当者へ質問・意見聴取	○	○	○
法令・条例等関連文書の閲覧	○	○	○
証憑の閲覧・突合など、 担当課での調査による概況把握	○	○	○
税額計算の正確性の確保	○	○	○
外部委託業務の適正性の検証	○	○	○
税法等の改正の反映	○		
課税客体の異動の捕捉状況	○		
未申告者への対応	○		
減免事務の合規性の検証	○	○	○
還付金・延滞金等事務の 適正性及び正確性		○	○
納付方法等の検討		○	
収納額の正確性の検証		○	○
欠損処理の合規性の検討			○
滞納に関する手続きの適正性			○

(3) 監査実施期間

令和3年4月1日から令和4年1月31日まで

1.4 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

包括外部監査人	緋田 充	(税理士)
補助者	尾川 望	(税理士)
	永井 康志	(税理士)
	中原 教	(税理士)
	小野田隼也	(公認会計士・税理士)
	曾根田美世	(税理士)

1.5 利害関係

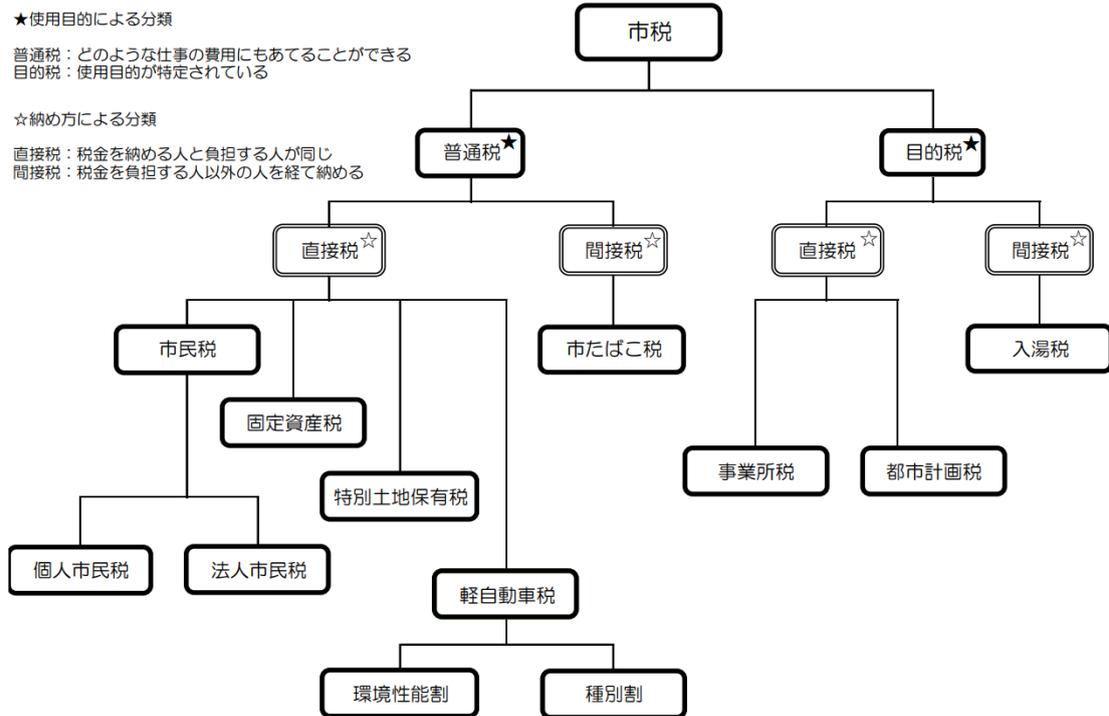
市と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により定める利害関係はない。

2. 市税の概要

2.1 市税の種類

倉敷市（以下「市」という）において課税される市税は、次のとおりである。

（参考：「なるほど！市税 令和3年度版」を基に監査人作成）

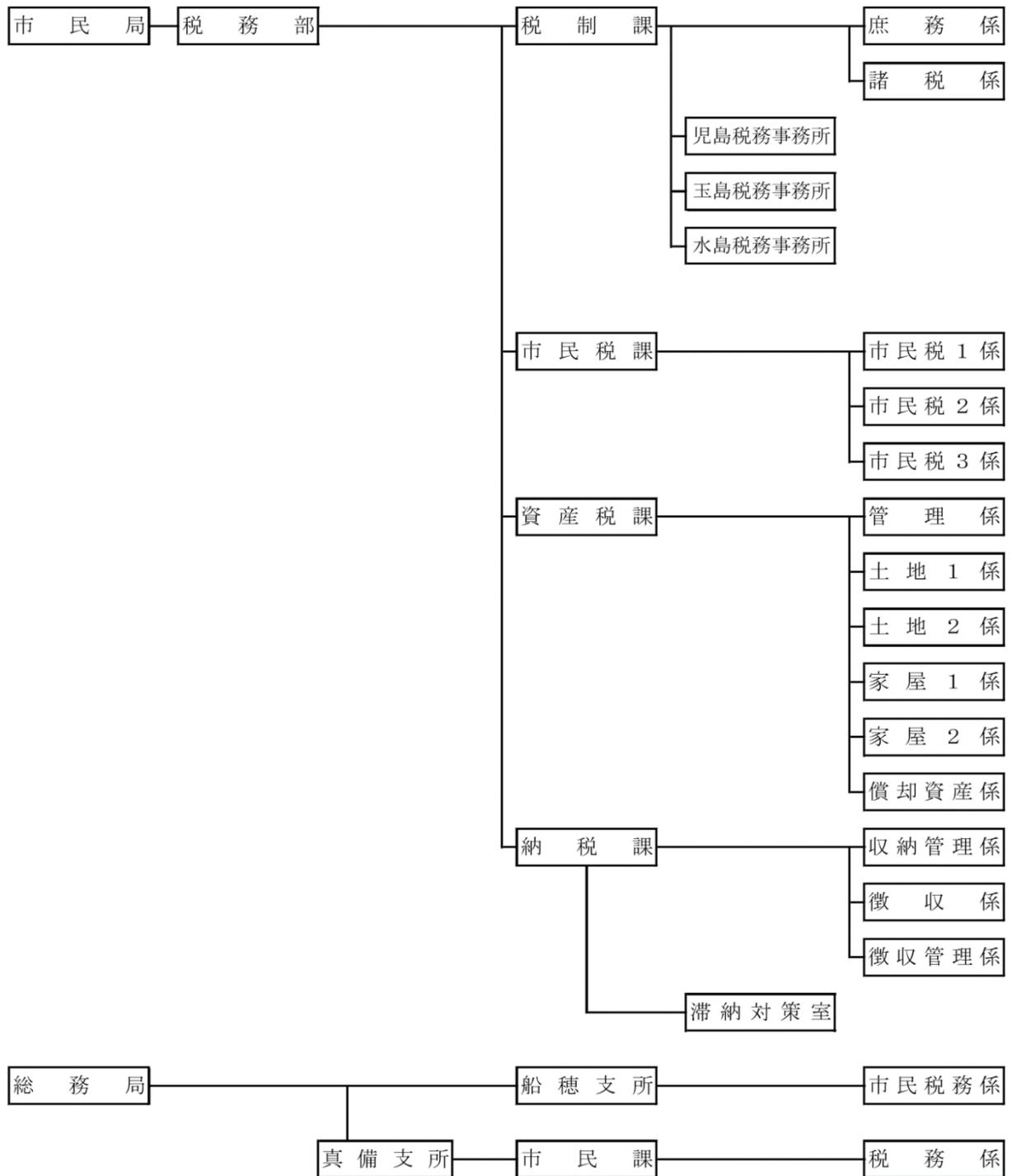


個人市民税	個人の前年の所得に対して課す税
法人市民税	法人の所得にかかる法人税を基礎として課す税
固定資産税	土地、家屋、償却資産に対して課す税
軽自動車税環境性能割	三輪以上の軽自動車の取得（取得価格が50万円を超えるもの）に対して課す税
軽自動車税種別割	原動機付自転車やオートバイ、軽自動車、小型特殊自動車などの所有者に対して課す税
市たばこ税	卸売販売業者が小売販売業者または消費者に売り渡したたばこに課す税（小売価格に含まれる）
特別土地保有税 (H15.4.1課税停止)	2,000㎡以上の土地を保有している場合や取得した場合に課す税
入湯税	鉱泉浴場における入湯行為に対して課す税
事業所税	事務所・事業所の事業活動に対して課す税
都市計画税	市街化区域内の土地・家屋に対して課す税

2.2 市の組織

(1) 税務機構

(引用：市税概要 令和3年度版)



(3) 税務事務分掌

令和3年4月1日現在における市の税務事務分掌は次のとおりである。

① 税制課

● 庶務係

- ・ 税務に関する事務の企画、調査及び調整に関すること。
- ・ 税務関係の条例・規則等の改正に関すること。
- ・ 市税に関する諸証明に関すること。
- ・ 宛名管理に関すること。
- ・ 市税及び税外収入金（税務関係に限る）の調定に関すること。
- ・ 税務関係の諸統計及び広報に関すること。
- ・ 税務関係各種協議会に関すること。
- ・ 固定資産評価審査委員会に関すること。
- ・ 税務職員の研修に関すること。
- ・ ふるさと納税に関すること。

● 諸税係

- ・ 諸税（軽自動車税、市たばこ税、入湯税、事業所税）の調査、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関すること。
- ・ 諸税（軽自動車税、市たばこ税、入湯税、事業所税）の不服申立てに関すること。
- ・ 軽自動車税種別割及び事業所税の減免に関すること。
- ・ 原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、廃車手続及び標識交付に関すること。

● 児島・玉島・水島税務事務所

- ・ 市税に関する諸証明及び公簿の閲覧に関すること。
- ・ 原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、廃車手続及び標識交付に関すること。
- ・ 軽自動車税種別割の減免に関すること。
- ・ 市税の収納及び徴収に関すること。
- ・ 市民税及び資産税に関すること。

② 市民税課

● 市民税 1～3 係

- ・ 個人の市県民税の調査、賦課、脱税検査、犯則取締りに関すること。
- ・ 個人の市県民税の不服申立て及び減免に関すること。

● 市民税 2 係

- ・ 個人の市県民税の諸統計及び広報に関すること。

● 市民税 3 係

- ・ 法人の市民税の調査、賦課、脱税検査、犯則取締りに関すること。
- ・ 法人の市民税の不服申立て及び減免に関すること。

③ 資産税課

● 管理係

- ・ 固定資産税・都市計画税事務の企画・調整に関すること。
- ・ 固定資産税・都市計画税の賦課に関すること。
- ・ 固定資産税・都市計画税の不服申立て及び減免に関すること。

● 土地 1 係、土地 2 係

- ・ 土地の評価に関すること。
- ・ 土地に係る固定資産税・都市計画税の調査、賦課、脱税検査、犯則取締りに関すること。
- ・ 特別土地保有税に関すること。

● 家屋 1 係、家屋 2 係

- ・ 家屋の評価に関すること。

- ・家屋に係る固定資産税・都市計画税の調査、賦課、脱税検査、犯則取締りに関すること。

● 償却資産係

- ・償却資産の評価に関すること。
- ・償却資産に係る固定資産税の調査、賦課、脱税検査、犯則取締りに関すること。
- ・国有資産等所在市町村交付金に関すること。

④ 納税課

● 収納管理係

- ・庶務・税広報に関すること。
- ・過誤納金の還付及び充当に関すること。
- ・徴収金の収納管理及び把握に関すること。
- ・収納管理（収納金払込事務）に関すること。
- ・口座振替事務に関すること。
- ・課内の電算処理に関すること。

● 徴収係

- ・現年度分及び滞納繰越分（70万円未満）の徴収に関すること。
- ・督促・催告に関すること。
- ・滞納処分に関すること。
- ・納税の猶予に関すること。
- ・執行停止及び不納欠損処分に関すること。

● 徴収管理係

- ・徴収管理に関すること。
- ・督促・催告に関すること。

- ・差押調書、交付要求書の編綴・保管に関する事。
- ・滞納整理等にかかる調査及び照会回答に関する事。
- ・証券の受託管理に関する事。
- ・執行停止及び不納欠損処分の一括に関する事。
- ・岡山県滞納整理推進機構に関する事。
- ・納税呼びかけセンターに関する事。
- ・特別徴収の不一致連絡に関する事。

滞納対策室

- ・現年高額及び滞納繰越分（70万円以上）の徴収に関する事。
- ・滞納処分に関する事。
- ・公売（換価）事務に関する事。
- ・納税の猶予に関する事。
- ・滞納金徴収対策・特別徴収事業に関する事。
- ・執行停止及び不納欠損処分に関する事。

⑤ 船穂支所・真備支所市民課

● 市民税務係（船穂支所）・税務係（真備支所市民課）

- ・市税に関する諸証明及び公簿の閲覧に関する事。
- ・原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、廃車手続及び標識交付に関する事。
- ・軽自動車税種別割の減免に関する事。
- ・市税の収納及び徴収に関する事。
- ・市民税及び資産税に関する事。

3. 監査の結果及び意見（総括）

3.1 結果及び意見に関する総論

本監査では、市税の賦課徴収事務、市税の減免事務及び徴収滞納整理事務について市税に係る法令及び規則等に準拠しているか、並びに経済性、効率性及び有効性が確保されているかという観点から監査を行った。

監査の結果、次頁「指摘、意見及び評価の要約一覧表」に記載のとおり多数の「指摘」及び「意見」が出たが、これと共に多数の「評価」も出ており、そのプラス面とマイナス面を総じてみれば倉敷市の税務事務は相対的に高いレベルにあると評価できる。今後、本報告書に記載した指摘、意見及び評価を参考にして、倉敷市が税務事務（業務）の品質向上の為に組織的に取り組んでいくことを期待したい。

3.2 指摘、意見及び評価の要約

(1) 検出事項の区分

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を「指摘」、「意見」及び「評価」に分けて記載している。なお「指摘」、「意見」及び「評価」の包括外部監査における監査上の判断基準は以下のとおりである。

【指摘】 法令や規則等に違反している事項、不当な事項等、合規性・正確性に問題があり、速やかに是正措置が必要と思われるもの。

【意見】 自治体運営の経済性・効率性・有効性・公平性・正確性を踏まえた結果、改善することが望まれるもの。

【評価】 業務を執行する上で経済性・効率性・有効性・公平性・正確性の観点から求められる水準以上のものと思われるもの。

(2) 指摘、意見及び評価の要約一覧表

区分	税目	項目	記載内容(抜粋)
意見1	個人 市民税	課税事務の正確性を担保するための手続きの誤りについて	課税事務に際してマニュアルの内容を十分に理解した上で業務を遂行するとともに、マニュアルそのものが効果的かつ効率的であるかの見直しを行うことも検討すべきである。
意見2	個人 市民税	税制改正等の周知方法等について	税制改正等の知識習得・蓄積にあたっては研修会への参加だけでなく、専門的知識を有する者に詳細を確認するなどの連携を行うことが望ましい。
意見3	法人 市民税	減免事務の合規性について	減免申請の際には、減免の規定に沿った判断ができるような資料の徴収をするとともに徴収した資料に基づいて慎重な判断を行うべきである。
意見4	法人 市民税	課税免除の合規性について	資料受付の際には、受付印の押印に漏れないように業務を行うとともに書類の受付は窓口もしくは郵送のみとするなど特別な対応は実施しないようにすべきである。
意見5	法人 市民税	均等割額の検証について	均等割額の正確性を担保するために、特に税額影響の大きくなる資本金等の額が大きい法人については人数をレビューするなどの取組を行うことも効果的である。
評価1	固定資産税 (土地)	土地評価の合規性・正確性について	監査の結果、評価誤りは認められなかった。15件のサンプルからとは言え、1件ごとにいくつもの画地補正率があるにもかかわらず1つの誤りも見つからなかったのは、合規性及び正確性については評価に値するレベルと言える。
指摘1	固定資産税 (土地)	土地評価の合規性・正確性について	監査データの中に間口距離があるにもかかわらず0と入力されているものがあつた。これはシステム上の不具合を回避するためだが、システム上の不具合を事実と異なる値を入力することにより補うというのは、副次的な問題を生じるおそれがあることから、何らかのシステム改善をすべきである。
指摘2	固定資産税 (家屋)	家屋評価の合規性・正確性について	木造（非木造）家屋評点基準表の標準評点数に所要の補正を行ったにもかかわらず、調査表にその理由の記載が漏れているものがあつた。家屋評点基準表の標準評点数に再建築費評点基準表の補正を行った場合は、その理由を調査表へ記載することを徹底されたい。
評価2	固定資産税 (土地・家屋)	土地と家屋の用途区分の整合性について	土地または家屋のいずれかに異動があつた場合は、その都度土地と家屋の用途区分の整合性確認が行われており、過去分データについては平成29年度にすべての住宅建物の所在地が宅地として住宅用地の特例が適用されていることの検証をしており、課税が過大となっている可能性を排除できていると評価する。

意見6	固定資産税 (土地)	住宅以外の家屋が所在する土地の用途検証について	土地の用途検証のうち過去分の住宅以外の家屋が所在する土地については、家屋の所在地番が実際の所在地番と異なっていることが少なからずあることから手が付けられていない。この実施のために現システムの入替え時に、GIS（地理情報システム）による土地と家屋のデータを地図上で紐付けるシステムの導入も検討されたい。
評価3	固定資産税 (土地・家屋)	土地と家屋の非課税適用について	いずれの申告書も法令に従って非課税手続きがなされており、指摘すべき点は認められなかった。法令に基づき適正に処理しているとして評価できる。
評価4	固定資産税 (土地・家屋)	減免事務について	いずれの申請書も法令上の判断に必要な書類が揃っていて適法に作成されており、指摘すべき点は認められなかった。法令に基づき適正に処理しているとして評価できる。
評価5	固定資産税 (土地)	路線価評価について	市は全地域で市街地宅地評価法（路線価方式）を採用し、評価に際しては職員が市内にある約25,500路線のすべてを現地調査して評価額を出し、これを不動産鑑定士による検証を受けた上で路線価を決定しており、より実態に即した評価となるように努めているとして評価できる。
指摘3	固定資産税 (土地)	路線価評価について	路線価比準表に規定する評価条件以外の要因により路線価評価額を調整する場合には、その内容を路線調書のメモ欄に記入するようになっているが、開示用の書式では一部の路線でメモ欄が空欄のものが散見された。適切な情報公開のためにも開示用資料への調整内容の記載を徹底すべきである。
評価6	固定資産税 (土地)	路線価の時点修正率設定について	固定資産税の時点修正を一律に適用していることについて、法令では「課税上著しく均衡を失すると認める場合」とされているが、「著しく均衡を失すると認める場合」とそうでない場合の線引きをするのは実務上困難であり、円滑な税務行政を行うにはこの様な不確定要素は排除せざるを得ず、一律に減額することは適正であると評価できる。
評価7	固定資産税 (土地)	標準宅地鑑定評価及び時点修正に係る外部委託契約について(随意契約の選択について)	外部委託契約は競争入札とせず随意契約となっていることについては、契約の性質が不動産鑑定士への報酬・給与としての性格が高いこと、また競争入札に際して極端に低額で落札され、評価に多数の手抜きが起きるなどの問題が生じるリスクもあることから、この様な問題を避けるためにも随意契約は妥当として評価できる。
評価8	固定資産税 (土地・家屋)	標準宅地鑑定評価及び時点修正に係る外部委託契約について(鑑定士の選定について)	市では、評価業務を行う不動産鑑定士を不動産鑑定士協会会員のうち倉敷市固定資産評価審査委員会の委員3名を除く全員に募集をかけ、応募者を書類選考の上で個別面接して選定している。同一の鑑定士が継続的に評価する事による評価の偏りを排除しており評価できる。

評価9	固定資産税 (土地)	固定資産評価審査委員会への申出状況について	過去5年分について固定資産評価審査委員会の審査実績状況を確認したところ、審査件数38件のうち2件が認容（一部容認）となっていた。認容した2件はいずれも容易に判断しがたい事案であったことから、担当部署が出している固定資産税評価額の合規性と正確性は高いレベルにあると評価できる。
評価10	固定資産税 (償却資産)	償却資産の賦課事務について	賦課事務の執行について、特に課税の観点からは最重要事項である新規納税義務者の捕捉作業について、限られた行政資源の中で非常に効率的、多角的に実施されており、他の地方自治体が範とすべき水準にあると考えられる。課税客体となった後の継続確認にも注力しており、非常に高い水準での賦課事務が行われている。
意見7	固定資産税 (償却資産)	早急にマニュアル作成を実施すべき	現時点における償却資産の高い課税事務水準は現行担当者の個人的な能力に由来する非常に属人的なものであり、現行担当者が何らかの理由で課税事務から離脱した場合、現行保有している課税事務技術は数年を経ずして失伝してしまうであろう。これは市の償却資産における課税事務執行に大きな不利益になると考えられる。
意見8	固定資産税 (償却資産)	被災代替特例措置及び減免措置における事務について	減免申請について減免手続に準拠して承認されていることを検討するため、任意の件数について関連書類を閲覧した。減免税額の算出明細の入力が無く減免手続を実施している申請が1件あった。減免税額に関しては適正であり税額への影響は無かったが、業務のより一層の徹底をするべきである。
意見9	固定資産税 (償却資産)	人員の増加を検討されたい	償却資産については同じ固定資産税でも土地や家屋と異なり課税に対する認識が浅く、申告自体の必要性を知らない事業者も多く賦課業務の適正性の観点から実地調査は大変に有効な手段である。現在の調査業務の執行状況は全国的にみても先進的である。ここに償却資産係の人員を1人増やす事により、実地調査効率は現在の2倍となり、業務の効率性、有効性の観点からも検討に値すると考えられる。
意見10	事業所税	減免事務について	新規減免申請分につき確認・検討したところ適正な手続が行われていた。ただし、市が保管している減免申請決定通知書の控えのうち数件につき、決定通知日の記載がないものが存在した。納税者に送達している決定通知書には決定通知日を記載しているとのことであるが、市が保管する控え書類にも記載すべきである。
意見11	事業所税	課税標準の特例適用について	課税標準の特例適用分につき確認・検討したところ、特例の適用については正確に処理がなされていたが、資産割の特例適用対象面積の計算結果につき、1件の申告書で違算が生じていた。特例明細書の書式の改定を検討されたい。

評価11	軽自動車税	ナンバープレートの管理について	交付用ナンバープレートは所定規則に則り保管し、保管枚数はシステムで把握している。本庁税制課で適切な在庫管理が行われていることを評価する。各税務事務所及び各支所が所持するナンバープレートの枚数も全て本庁税制課が管理している。廃車などの申告を受け付けた場合に回収するナンバープレートも所定規則に則り保管しており適切な管理を行っている。
評価12	軽自動車税	減免事務の周知について	周知方法については毎年2月頃から約4か月間、市の広報誌に申請期間を記載していた。また通年、倉敷市役所のホームページや障がい福祉課が作成しているガイドブック、子育て関連の冊子にもその旨が記載されている。市民にとって有益な減免についてのアナウンスが十分に行われていると評価する。
評価13	軽自動車税	「商品であって使用しない軽自動車等」の課税免除申請書類について	「軽自動車税種別割課税免除申請書」を確認していたところ、走行距離が長い軽自動車の申請書への記載が散見された。申請書と同時に提出された証明書類には、「車検証」「市税の納税証明書」及び「古物台帳兼用在庫帳」並びに「古物商の営業許可が確認できる書類」が添付されており、当該軽自動車が中古商品であることが検証できた。
評価14	軽自動車税	軽自動車税種別割納税通知書の発送業務について	納税通知書の発送準備期間中に市民からの問い合わせがあった場合、納税通知書の発送取り止めや送付先の変更など柔軟な対応を行うことで、市民サービスの向上と納税通知書の返戻手続きの減少につながっており、評価する。
評価15	軽自動車税	納税通知書の返戻に対する対応について	返戻となった納税通知書のうち公示送達に至る事例が極めて少ないことは、市が返戻調査を市で把握している資料から十分に行っている結果であり評価する。
意見12	軽自動車税	農耕用作業車について納税義務者の把握	市の農家総戸数の中で、市民税課が把握している情報としては少数にとどまっていた。市農業委員会などの資料から農業従事者数などを把握し農耕用作業車登録台数と比較検討することが必要と考える。
評価16	軽自動車税	職権による相続人への名義変更の事前作業について	職権による課税保留を行う前に通知書を送付し相続人などを確認することで、課税の正確性の観点から正しい手続きが行われると評価する。
評価17	軽自動車税	廃車手続きについて	課税逃れの観点に注視して同一使用者の課税時期を跨ぐ廃棄、新規登録の手続きを調査した。課税逃れの未然防止に努めている点を評価する。
意見13	軽自動車税	標識返納が無い場合の廃車手続きについて	「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」による廃車手続きについて、ナンバープレートの返納が必要であることを周知する必要がある。窓口対応ではなく、廃車の手続きにはナンバープレートの返納が必要であることを新たな角度から周知することにより、手続きの不備を未然に防ぐことを提案する。

評価18 及び意見14	市たばこ税	市町村たばこ税の申告書の課税標準に関する検証について	市たばこ税については税制課で毎月、調定額確定時に前年度と比較し課税標準の正確性の検証が行われている。課税の公平性の観点から評価する。しかし検証作業した結果が記録されていないため、担当部署内で共有できる記録を残すことも考慮されたい。
意見15	市たばこ税	申告者ごとの申告額の管理について	継続して申告していた課税事業者が数ヶ月無申告であれば原因を調査することとなっているが、これまで調査対象となる事業者はなかった。市には調査実績がないことから調査実施マニュアルがないため、調査を実施する場合に初動の遅れ等のリスクが懸念される。効果的かつ効率的な調査を実施するため、調査実施マニュアルを作成しておくことを推奨する。
評価19	入湯税	実態調査の実施について	市は実地調査を実施した結果、ある事業所について入湯客数の整合性がとれない理由から申告漏れの可能性を指摘した。入湯客数を帳簿で管理していない事業所に対して申告漏れを減らすための適正な指導を行い、申告漏れが減少したことを評価する。
評価20	入湯税	調査結果の記録について	調査時に統一した様式のメモをとることで調査内容の遺漏が少なくなり、また当該メモを検査証跡の記録として編綴していることは「調査報告書」の正確性につながっていると考えられる。
意見16	入湯税	実地調査の実施時期の拡大	実地調査の実施状況には問題はなかったが、事業所へ調査する時期を毎年同じ様な時期に実施することは実地調査のマンネリ化を招き、延いては実地調査の効果自体も逡減させてしまう。良い意味での緊張感のある実態調査を実施することを推奨する。限られた行政資源の中であればこそ実地調査は効果的に実施されたい。
意見17	入湯税	データによる検証について	入湯税に関して各年月の利用者数や入湯税額を月単位で把握している。合わせて事業所ごとに申告額の前年同月値との比較を行い、増減額が大きい場合には相手方に問い合わせ申告額の正確性を確認している。入湯税は過去に現在にも続く大きな更正額が出ており、爾後その様なケースは発生していないとはいえ、今後も確認と検証を徹底されたい。
意見18	税務事務所	窓口業務の対応状況について	どこの支所・税務事務所でも共通しているのは窓口での誤交付に対する細心の注意である。総じて3名から5名と少人数でありながら、証明業務、収納業務、プレート of 交付を行っている。リスクを減らすためには、プラスチックの番号札などの導入を検討するとともに、業務の性質や市民サービスの観点から増員も検討されたい。

意見19	徴収事務	徴収事務の執行状況について	業務の執行状況については特別な問題点は見当たらないが、より一層の高みを目指してeLTAXにおける共通納税システムの推進をして頂きたい。当該システムの周知活動、県単位での勧奨活動などを働き掛けて行くことを提案する。
評価21	滞納対策	過去5年間の執行状況について	組織体制再編後の徴収業務の執行について評価する。
指摘4	滞納対策	差押えを執行する等、債権の保全に努めるべきである	債務の生成経緯とその累積期間、滞納金額からみると可能な限り差押え等の債権の保全措置を行うべき事案が認められる。現下のコロナ禍の影響で再び膠着しているようである。今後、早期に折衝を再開し債権保全措置等に向けて対応すべきである。
意見20	滞納対策	具体的な債権の保全に努められたい	一部事案において、現時点では十分な債権の保全がなされていないものが見受けられた。全体的には債権の保全、状況の改善に向けた努力を続けていることは評価する。ただし高額な滞納事案については、より一層具体的な債権の保全に努められたい。
指摘5	滞納対策	債務の承認は書面によってなされるべきである	債権の保全に関して、非常に高額な滞納金額でありながら、債務の承認（時効中断措置）が口頭でなされている事案が認められた。債務の承認については時効の中断という重要な手続きであるため、例外を認めず滞納整理の基準に基づき書面によってなされるべきである。
意見21	滞納対策	滞納対策は滞納整理の基準に沿って執行されるべきである	高額な滞納金額である場合は慎重に事を進める必要性は認めるが、自主納付での完納が望めないと判断された時点で毅然と滞納整理を進めるなど、通常の事案と同様に業務を執行するべきである。